千曲市告示第１０６号

千曲市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月２０日

千曲市長　小　川　修　一

千曲市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱（令和５年千曲市告示第105号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

１年につき一人当たり150万円とし、交付期間は最長３年間とする。 150万円×３年間 ※夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に1.5を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。

」を

「

１年につき一人当たり165万円とし、交付期間は最長３年間とする。 165万円×３年間 ※夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に1.5を乗じた額（１円未満切り捨て）とする。

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和８年11月20日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の千曲市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱の規定は施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについてはなお従前の例による。